

平成27年度事業計画

(事業方針)

T P P 農業交渉や農産物価格の低迷などにより、農業の先行きに不安を抱く農業者が少なくない。中でも土地利用面においては、担い手の減少と高齢化に起因する遊休農地の増加が農政上の喫緊の課題となっているため、その解消と優良農地の担い手への利用集積に向けて当公社の果たす役割はますます重要となっている。

こうした中、当公社事業の柱となる「農地中間管理事業」は2年目を迎えるため、初年度の活動経過や実績を評価反省し、同事業の実績がより上がるよう活動を展開する事が重要である。

そのためには、県の新政策で県内各地域に設置された「農地活用協議会」を始め、農業協同組合、市町、農業委員会等の関係機関との連携・協力をより密にし、農地の掘り起こし、貸借の調整、重点地区の設定などの活動を充実・強化させるとともに、「農地中間管理機構の特例事業」についても併せて推進し、農地の貸借と売買により優良農地の担い手への集積を一層進める。

さらに、担い手育成に資する事業として、青年農業者等育成センターにおいては、県等関係機関との連携を図りながら就農希望者に対する相談や青年農業者の活動を支援し、経営感覚に優れた意欲あふれる農業者の育成を図る。

1. 運営

① 理事会の開催

事業計画（実績）及び予算（決算）等について審議するため、通常理事会を開催するほか、必要に応じ臨時理事会を開催する。

② 評議員会の開催

一般社団・財団法人法並びに定款に定める事項の審議をするため、定時評議員会を開催するほか、必要に応じ臨時評議員会を開催する。

③ 評価委員会の開催

客観的かつ中立公正な観点から、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を聴取するため開催する。

④ 監査会の開催

事業実績並びに収支決算関係について監査を受けるため開催する。

⑤ その他

必要に応じ、事業推進等に関し県当局等と連携し打ち合わせ会議を開催する。

2. 事業計画

① 農地中間管理事業

離農又は経営規模縮小農家などから優良農地を借り入れて中間保有し、地域の担い手農家や新規就農者などにその農地を貸し付ける事業を実施する。

ア 農地等の借入れ

農地等		備考
件数	面積	
300件	100ha	果樹90件30ha 田110件35ha 野菜・花100件35ha

イ 農地等の貸付け

農 地 等		備 考
件 数	面 積	
300 件	100 ha	果樹90件30ha 田110件35ha 野菜・花100件35ha

ウ 事業の推進活動

- ・PR活動の実施
 - ①農業者、関係者への口頭による直接説明
 - ②パンフレット、広報誌等の配布
 - ③マスコミ、ホームページ、電子メール等を活用した情報提供等
- ・重点地区への活動支援（地区設定、農地の掘り起こし強化）
- ・既公募者への紹介農地の掘り起こし強化

②特例事業（売買事業）

離農又は経営規模縮小農家などから優良農地を買い入れて、地域の担い手農家や新規就農者などにその農地を売り渡す事業を実施する。

ア 農地等の買い入れ

農 地 等			備 考
件 数	面 積	価 格	
9 件	2.7 ha	50,000 千円	

イ 農地等の売渡し

農 地 等			備 考
件 数	面 積	価 格	
11 件	3.2 ha	65,200 千円	

③農地売買等事業（旧農地保有合理化事業）

旧農地保有合理化事業を通じて、規模縮小農家から借り上げ、担い手農家に集約化して貸し付けている農地の終期管理を行う。

ア 農地等の借入れ（終期管理）

農 地 等		備 考
件 数	面 積	
23 件	4.4 ha	26年度末借入れ分

イ 農地等の貸付け（終期管理）

農 地 等		備 考
件 数	面 積	
1 2 件	4.4 ha	26年度末貸付け分

④青年農業者等就農支援事業

ア 就農支援資金の貸付け等

就農計画認定者（平成26年9月までに県知事の認定を受けた者）に対し、経営開始に必要な資金を無利子で貸し付けるとともに、これまで貸付けた資金の回収を行う。

融資枠 12,000千円

約定償還額 33,004千円（貸付残高 184,007千円）

イ 就農促進活動

- ・ 就農啓発、広報活動
- ・ 就農相談業務の実施
- ・ 青年農業者等が共同して行う農業技術の研究等に対する支援